

## 西宮市消防職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策要綱

【沿革】 平 15. 7. 30 西消局通達第 4 号  
平 21. 9. 11 西消局通達第 5 号 [第 1 次改正]

(趣旨)

第 1 条 人事管理の公正の確保、消防職員の利益の保護及び職員の能力の発揮を目的とし、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合適切に対応するための処置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題とは、セクシュアル・ハラスメントのため職員が勤務環境を害されること及びセクシュアル・ハラスメントの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。
- (3) 職場とは、職員が業務を遂行する場所。
- (4) 性的な言動とは、性的な内容の発言や行動。

(所属長の責務)

第 3 条 所属長は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じないように、努めるとともに、問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 所属長は所属職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) ミーティング等の機会を利用した職員への注意喚起、指導を行い、職員の意識を啓発すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが職場に生じていないか、又は生じるおそれがないか勤務環境に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないように努めること。
- (3) 職員からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情・相談があった場合は真摯にかつ迅速に対応し、事態を深刻なものにしないよう努めること。
- (4) 職員が行政サービスの相手からセクシュアル・ハラスメントを受けた場合などには、今後の勤務環境が十分に確保できるように適切な対応をとること。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、次の各号を認識し、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いがパートナーであるという意識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
- (4) 勤務時間外及び業務上接する職員以外の者についても対象となること。

(苦情・相談への対応)

第5条 セクシュアル・ハラスメントに関する相談及び苦情の対応手順は、別表によるものとする。

2 苦情の申出及び相談を受けるにあたって、担当職員は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守するものとする。

(処分)

第6条 セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

付 則

この通達は、令達の日から施行する。

付 則

この要綱は、令達の日から実施する。